

資料提供	
平成29年7月25日	
担当課（担当者）	いじめ・不登校総合対策センター（八木）
電話	0857 - 28 - 2362

いじめの問題に関する行政説明会の開催について

いじめ防止対策推進法の施行から3年を経過し、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定等の経緯を踏まえて、文部科学省より教育委員会や学校が特に留意すべき点を具体的に提示するとともに、鳥取県教育委員会より「鳥取県いじめの防止のための基本的な方針」の改定の趣旨及びいじめの未然防止・適切な対応等についての説明を行います。

- | | |
|---|--|
| 1 | 日時
平成29年7月28日（金） 午前10時から午前11時30分 |
| 2 | 会場
倉吉未来中心 大ホール（倉吉市駄経寺町212-5） |
| 3 | 対象者
<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校管理職（小・中・高等学校、特別支援学校） ・国立・私立学校管理職（小・中・高等学校、特別支援学校） ・各市町村教育委員会指導主事 ・県教育委員会指導主事（小・中・高等学校、特別支援学校） |
| 4 | 内容
(1) 文部科学省による行政説明
ア いじめの定義に基づく正確ないじめ認知について
イ いじめ防止対策推進法に基づく教育委員会、学校の取組について
ウ いじめの重大事態について
(2) 鳥取県による行政説明
ア 鳥取県はいじめ問題の現状について
イ 「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」の改定について |